

【参考】

1 不法無線局開設者への適用条項

(1) 電波法第4条（無線局の開設）

「無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。（以下略）」

(2) 電波法第110条（罰則）

「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第1号 法第4条の規定による免許がないのに、無線局を開設したもの（以下略）」

(3) 電波法第114条（両罰規定）

「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第1号（省略）

第2号 第110条（第11号及び第12号に係る部分を除く。）、第110条の2又は第111条から第113条まで 各本条の罰金刑」

2 不法無線局の特徴や障害事例

(1) 不法アマチュア無線 ～消防・救急用などの重要無線通信を妨害～

<特徴>

144MHz帯及び430MHz帯で使用可能なアマチュア無線機を改造
アマチュア無線で許可された周波数以外の周波数を送信し業務
通信に使用

主にダンプの運転手間の連絡手段に使用

<障害事例>

ドクターヘリの運航用無線（病院⇄ヘリ）や列車無線に混信妨害発生



(2) 不法市民ラジオ（不法CB）～テレビ・ラジオ受信に障害～

<特徴>

27MHz帯の周波数を使用し高出力（1,000W）の電波を発射

主にトラックやダンプの運転手間の連絡手段に使用

海外向けの無線であるため国内では免許できない無線

不法無線局の中でも一番悪質な無線

<障害事例>

AM・FMラジオの受信障害、パソコンへの誤動作、信号機の誤作動を発生



(3) FRS及びGMRS ～放送業務用無線などの重要無線通信を妨害～

<特徴>

米国規格の無線機で、FCC（連邦通信委員会）規則の技術基準に適合し米国内では使用が認められていますが、日本国内での使用は認められていない無線

<障害事例>

消防無線、防災行政無線の重要無線に混信妨害発生

